

旧租税特別措置法等の適用を取りやめる旨の届出書の記載要領

- 1 この届出書は、「旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書」を提出し、旧租税特別措置法（注1）第87条、第87条の4又は旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（注2）第43条の規定の適用を受けていた酒類製造者が、当該規定の適用を取りやめ、現行の租税特別措置法第87条の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。
（注）1 旧租税特別措置法とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）による改正前の租税特別措置法をいいます。
2 旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます。
- 2 この届出書は、現行の租税特別措置法の規定の適用を受けようとする年度の前年度の3月31日までに、租税特別措置法施行令第46条の7の2第3項の規定により、承認の通知を受けた税務署長に提出してください。
- 3 この届出書を提出した場合には、旧租税特別措置法等の規定を適用することはできなくなりますのでご注意ください。
- 4 【届出する税務署の管轄内に所在する製造場】には、「酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認申請書」の「申請する税務署の管轄内に所在する製造場」欄に記載した製造場の所在地及び名称を記載してください。